



令和2年5月22日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域福祉課	生活支援係	小 椋 志津野	直通 058-272-1111 内線 2647, 2648 FAX 058-278-2651
岐阜県社会福祉協議会	生活支援部	渡 辺	電話 058-273-1111 内線 2513, 2514 FAX 058-275-4858

新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金の 貸付件数2,700件超、貸付総額5億円超

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方などへ貸し付けを行う当制度については、県社会福祉協議会にて3月25日から貸付を開始しておりますが、5月21日に貸付件数が2,715件、貸付総額が5億円超となりましたのでお知らせします。

貸付原資残額は約1.9億円あり、引き続き、貸付可能ですので、生活資金でお困りの方は、まずはお住まいの市町村社会福祉協議会などにご相談ください。

1 貸付実績（5月21日（木）現在）

区 分	緊急小口資金	総合支援資金	合 計
貸付件数（件）	2,571	144	2,715
貸付金額（千円）	438,605	67,318	505,923

※貸付原資残額 約1.9億円

2 受付期間 令和2年3月25日（水）から7月末まで（当面の予定）

3 受付先 ①各市町村社会福祉協議会
②東海ろうきん 緊急小口資金取次センター【緊急小口資金のみ】
③県内の47郵便局【緊急小口資金のみ】 ※5月28日（木）から開始

4 その他（償還免除について）

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

(参考) 特例貸付の概要 (詳細は別添パンフレット参照)

(1) 緊急小口資金

項目	本則 (通常)	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	10万円以内 (一定の条件を満たす場合※は20万円以内)
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子 保証人不要	同左

※一定の条件を満たす場合の例

- ・ 4人以上の世帯
- ・ 臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった世帯
- ・ 収入減少した個人事業主がいる世帯

など

(2) 総合支援資金

項目	本則 (通常)	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子 保証人不要